東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 1月27日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 1月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 2 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|------------------------------------|
| 1 | 1号機 | 原子炉建屋低電導度廃液サンプ(A)ポンプ(C)確認運転時において、自動ベント弁継手部より水の滴下(2滴/秒)が認められたため、当該継手部を点検・修理。 なお、当該ポンプを停止し、漏えい停止。 | GⅢ | |
| 2 | | 残留熱除去機器冷却海水系ポンプストレーナ(B)点検作業において、点検用チェーンブロック(2t)のストッパーに動作不良(吊り上げた物がずり下がる)が認められたため、当該チェーンブロックを交換。 | GⅢ | H26.6.30再審議 において号機変 更2号機→1号機 |